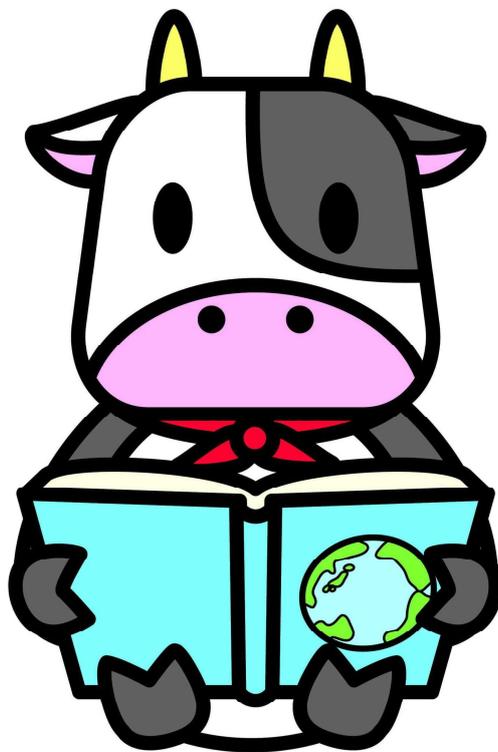


第二次 西郷村読書活動推進計画

「読むことは世界を広げる1ページ」

(案)



よモーくん

令和3年3月

西郷村教育委員会

表紙の「読むことは世界を広げる1ページ」は、西郷村読書推進事業の標語です。この標語には「本を読むことによって、新たな世界をどんどん見つけていってほしい」との願いが込められています。

(原作者：当時西郷村立川谷中学校3年 金澤 亘さん)

また、「よモーくん」は、本事業のイメージキャラクターです。子どもから大人まですべての村民が読書に親しみ、愛着がもてるようデザインされたものです。

(原作者：当時西郷村立小田倉小学校3年 井上菜那さん)

目 次

第1章 計画策定の趣旨	P 1
1 計画策定の目的	
2 計画策定の背景	
(1) 国の動向	
(2) 福島県の動向	
(3) 西郷村の動向	
第2章 第一次計画の取組状況の成果及び課題	P 2～3
1 家庭における取組	
2 学校等における取組	
3 地域における取組	
4 読書活動推進のための環境整備	
第3章 第二次西郷村読書活動推進計画の概要	P 4
1 目標	
2 対象及び期間	
3 基本方針	
基本方針Ⅰ 読書に親しむ機会の提供と充実	
基本方針Ⅱ 読書環境の整備と充実	
基本方針Ⅲ 読書活動についての理解の促進	
第4章 第二次西郷村読書活動推進計画の取組	P 5～7
基本方針Ⅰ 読書に親しむ機会の提供と充実	
(1) 家庭における読書活動の推進	
(2) 幼稚園、保育園における読書活動の推進	
(3) 学校における読書活動の推進	
(4) 地域における読書活動の推進	
(5) 支援を必要とする子どもの読書活動の推進	
基本方針Ⅱ 読書環境の整備と充実	
(1) 家庭における読書環境の整備と充実	
(2) 幼稚園、保育園における読書環境の整備と充実	
(3) 学校における読書環境の整備と充実	
(4) 地域における読書環境の整備と充実	
(5) 支援を必要とする子どもの読書環境の整備と充実	
基本方針Ⅲ 読書活動についての理解の促進	
(1) 読書活動推進のための普及と啓発	
(2) 読書活動に関する情報の収集と提供	
(3) 優れた取組の奨励と紹介	
第5章 計画の推進	P 8
1 計画の推進体制の整備	
2 関係機関との連携と協力	
○ 資料	P 9～12

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

子ども^{*1}の読書活動の推進に関する法律^{*2}には、「子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かすことのできないものである」と謳われております。乳幼児期から始まる子どもの読書活動は、知的、情緒的、精神発達的にも大きな役割を果たし、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくために重要なものと言えます。

西郷村では、全村民を対象とした読書活動推進のために、平成21年11月「西郷村読書活動推進計画」を策定し、村民が読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう村中央公民館図書室^{*3}の環境整備や図書ボランティアの育成、ブックスタート事業^{*4}、読書フォーラム事業^{*5}（にしごうブックフェスティバル）等をすすめて一定の成果をあげてきました。

平成29年3月に「西郷村第四次総合振興計画」が示されたのを受けて、西郷村教育委員会では、村民すべての読書活動のさらなる推進を図ることを目的として、次の5年間を想定した「第二次西郷村読書活動推進計画」を策定いたしました。

2 計画策定の背景

（1）国の動向

国においては、平成13年12月に前述した「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、これを受けて平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。その後、平成26年6月には、学校司書^{*6}の法制化を含めた学校図書館法が改正され、平成30年4月には第四次基本計画を策定し、発達段階に応じた読書習慣の形成や読書への関心を高める方策が示されました。

（2）県の動向

福島県においては、平成16年3月に法第9条に基づいて「福島県子ども読書活動推進計画」を策定し、令和2年2月には、第四次推進計画が策定され、3つの基本方針①「子どもが読書に親しむ機会の充実」、②「子どもの読書環境の整備と充実」、③「子どもの読書活動についての理解の促進」が示されました。

（3）西郷村の動向

平成29年3月に「西郷村第四次総合振興計画」を策定し、平成30年には「西郷村教育振興基本計画」及び「西郷村第三次生涯学習推進計画」を策定しました。また、西郷村教育委員会は、「自立と共生」を基本理念とし、生涯学習の推進の重点施策として読書活動の充実をあげ、家庭・学校・地域全体での取組をより一層推進することとしております。

この基本理念と読書活動の重点「読書活動は、心や知性を豊かにし、人生をよりよく生きていくためには、子どものみならず大人にとっても大切」を踏まえ全村民を対象とした「西郷村読書活動推進計画」を策定しました。

第2章 第一次計画の取組状況の成果及び課題

平成21年11月の第一次計画の策定以降、村では家庭、学校及び地域において、読書活動を推進するため様々な取組を展開してきました。第二次計画の策定にあたり、第一次計画期間における取組状況を踏まえ、その成果と課題を整理しておく必要があると考えました。

この章では、第一次計画で示された「推進のための具体方策」に沿って評価を行い、主な取組状況の成果と明らかになった課題を整理することとしました。

1 家庭における取組

成果

- (1) 家庭における子どもへの読み聞かせを日常的に行えるよう、村中央公民館図書室で実施している毎月の「読み聞かせ会」や季節に応じた「おはなし会」、併せて年1回の読書フォーラム事業などは、多くの親子の参加が得られ、読書活動の啓発に大きな役割を果たしてきました。
- (2) 保健福祉センターでの乳幼児検診時には、ブックスタート事業として絵本のプレゼントを通してはじめて絵本に接する機会を設け、絵本を開く楽しい体験と、わらべうたや手遊び等で、乳幼児との関わりや保護者への動機付けを図ってきました。この取組は、乳幼児期からの読書習慣の定着に大きな役割を果たしてきました。

課題

- (1) 「家庭の日^{*7}」に合わせた「家庭読書の日」の設定や「テレビを消して10分間読書」等については、読書のきっかけとして、多くの人は大切だと考えておりますが、取組が家庭に十分浸透していないことや日時を決めての読書活動に疑問を感じている状況にあります。
- (2) 共働きなどによる生活スタイルの変化に加えテレビやゲーム、インターネットなど子どもたちを取り巻く環境の変化が急速に進み、家庭での読書活動が十分にできない要因となっています。
- (3) 子どもたちに興味のある図鑑や学習マンガ、読み物としてのマンガなどを読書活動と結びつけてよいものかどうかの判断が曖昧で、読書量として計上していないという状況もあります。

2 学校等における取組

成果

- (1) 幼稚園や保育園、各学校において朝の読書活動など定期的を実施している読書活動や図書の貸出が積極的に行われ、読書習慣の形成が促されてきました。
- (2) 幼稚園や保育園、各小学校では、ボランティアや職員による「読み聞かせ会」や「おはなし会」の取組が積極的に行われてきました。また、各小・中学校では、児童生徒による図書の紹介や環境整備がなされ、読書への興味関心が高まってきました。
- (3) 村では学校図書館司書を採用し、定期的に各小・中学校に配置することで、各学校の司書教諭^{*8}とともに学校図書館の環境整備や児童生徒への積極的な働きかけをしてきたことにより活性化が図られてきました。

課題

- (1) 読書に関するアンケート（令和元年）において「読書が好きですか」という問いに対して、就学前の幼児においては前回の調査（平成20年）より増加していましたが、他の世代ではすべて前回を下回っており読書への興味・関心が薄れてきている状況が伺えました。また「1ヵ月に1冊も本を読まない」という不読率が増加しており、読書量の減少が見られます。
- (2) 就学前と就学後では、読書への興味・関心や読書量に大きな変化が見られ、環境の変化が大きく影響しています。子どもたちに対して、本を読む喜びや楽しさを伝え、読書意欲の向上に繋がるように、家庭・幼稚園・保育園・学校・地域がそれぞれの立場から読書活動の魅力や素晴らしさをこれまで以上に伝えることが望まれます。
- (3) 子どもたちの読書活動を日常的に支える取組として、村中央公民館図書室と幼稚園や保育園、各学校との連携を強化する必要があります。

3 地域における取組

成果

- (1) 村中央公民館図書室の利用促進を進めるために図書室の改修をするるとともに図書システムを整備し、ニーズに応じた図書の選定や推薦図書、課題図書、受賞作品など計画的に購入を進めてきました。また、開館日や開館時間、貸出冊数等を利用者の声を反映し、利用の促進に配慮した運営を進めることにより利用率の向上が図られてきました。
- (2) 図書ボランティアの育成を図り、図書の整理や読み聞かせの実施、読書フォーラム事業による啓発活動を進めることにより、読書活動が高まりを見せてきました。
- (3) 各学校や地区公民館等に移動図書館のサービスを行い、日常的により多くの本に親しむことができる環境づくりに努めてきたことで読書活動の広がりが見られました。

課題

- (1) 成人の読書活動を啓発していく必要があります。自ら読書を楽しむ習慣を身につけるためには、乳幼児期からの読み聞かせ、発達段階に応じた読書への働きかけが重要となっています。
- (2) 不読率が全世代で増加しており、読書活動をより効果的に推進していくためには家庭・幼稚園・保育園・学校・地域・関係機関等が一体となって取り組むことが更に必要となっています。

4 読書活動推進のための環境整備

成果

- (1) 村中央公民館図書室、児童館等の図書スペースの確保や新刊図書、推薦図書の紹介、コーナー・掲示板の整備・充実が図られてきました。
- (2) 幼稚園や保育園、各学校図書館における蔵書が充実するよう図書の拡充・整備に努め、新着図書やおすすめの本の紹介や絵本コーナー等の整備・充実が図られてきました。

課題

- (1) 村中央公民館図書室や各小・中学校図書館における図書の充実が図られ、コーナーの整備もなされてきましたが、更にニーズに応じた図書の整備や図書システムの導入を進めると共に、学校司書の配置を通して読書活動推進の啓発活動を継続的に進める必要があります。

第3章 第二次西郷村読書活動推進計画の概要

1 目標

本計画は、「村民の誰もが、いつでも、どこでも、日常的に本と出会い、良書に親しむ環境づくりの推進」を目指します。特に子どもたちの読書活動を豊かにするためには、子どもたちを取り巻く環境の整備と大人のあり方が大切です。子どもたちと一緒に読書に取り組み、読書の素晴らしさを伝えるなど良い手本を示すことが、地域社会及び大人の役割と言えます。そのために、次の3つの基本方針「読書に親しむ機会の提供と充実」「読書環境の整備と充実」「読書活動についての理解の促進」を掲げ、村民一人ひとりの読書活動をより豊かにするための取組を推進していきます。また、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進し、読書習慣の定着を図ると共に不読率の減少を目指します。

2 対象及び期間

計画の対象は、村民すべてとします。計画期間は、概ね令和3年度から令和7年度までの5年間とし、計画期間中においても必要に応じ、計画内容の変更・修正を図り、それに応じて記述内容も変わることがあります。

3 基本方針

基本方針Ⅰ 読書に親しむ機会の提供と充実

村民の読書活動を推進するため、乳幼児期から家庭を原点として、学校や地域社会において本との出会いの場の提供、読み聞かせや読書に親しむ取組を積極的に提供し、本に親しむ機会の充実を目指します。また、読書活動はあくまでも自主的な行為であり、強制されるべきものではありませんが、生涯にわたって望ましい読書習慣を身に付けることができるよう、それぞれの発達段階に応じて読書活動の推進に向けた切れ目のない取組が展開されることを目指します。

基本方針Ⅱ 読書環境の整備と充実

村民の自主的な読書活動を推進するために、読書環境の整備推進を図ります。村中央公民館図書室や学校図書館等の機能の充実や読書活動を支える人材の確保及び資質の向上を図り、人的な支援体制の構築に努めます。特に、子どもの望ましい読書習慣を身に付けるために家庭・幼稚園・保育園・学校・地域・関係機関が連携・協力する体制を強化し、子どもの読書活動を推進します。

基本方針Ⅲ 読書活動についての理解の促進

村民の読書活動を推進するために、読書の意義や重要性、読書に親しむ機会や環境づくりの必要性について認識し、読書を共に楽しむことができるように村民への理解と関心を深めていく必要があります。読書活動推進に係る各機関・団体が連携・協力し、読書活動について理解を深めることを目指します。また、読書活動に関する様々な情報の周知を図るなど広く啓発活動を進めます。

第4章 第二次西郷村読書活動推進計画の取組

第一次計画の成果と課題を踏まえて、第二次計画では各基本方針に基づき、読書活動推進の取組を進めていきます。

また、各世代の不読率を減少させることを数値目標として取り組みます。

不読率（1ヵ月に1冊も本を読まないこと）＜図鑑や学習マンガ^{*9}を含む＞
＜令和元年度調査結果＞

- ・乳幼児2%、小学生12%、中学生22%、高校生29%、大人39%
- ・世代内訳（20・30代45%、40・50代38%、60代以上18%）

基本方針Ⅰ 読書に親しむ機会の提供と充実

（1）家庭における読書活動の推進

①読書習慣づくりの理解の促進

- 読書の良さや楽しさを保護者へ啓発していきます。
- 「家庭の日」に合わせた読み聞かせや「家読^{*10}」（うちどく）など読書に親しむ活動を奨励していきます。
- PTAとの連携による読書習慣の定着に向けた取組を推進します。

②本に親しむ機会の充実

- 乳幼児期の子どもを持つ親を対象にブックスタート事業を推進します。
- 多様な「おはなし会」や「読み聞かせ会」等の開催を通して親子読書の推進を図ります。
- 子どもの発達段階に応じた「読書ブックリスト^{*11}」の作成と活用を図ります。

（2）幼稚園、保育園における読書活動の推進

- デイリープログラム（日課）の中に「読み聞かせ会」を位置づけるなど、乳幼児が絵本や物語に親しむ読書活動を積極的に行います。
- 発達段階に応じた図書を選定し、本の紹介や貸出、「おはなし会」などを通して多様な読書経験をさせるようにします。
- 家庭での読み聞かせや読書など、保護者が乳幼児期の読書の重要性を理解し実践できるよう啓発します。

（3）学校における読書活動の推進

- 朝読書等の全校一斉読書活動の継続と充実を図ることにより、読書する時間を確保し、読書習慣の定着を促進します。
- 推薦図書のリストづくりやコーナーの設置、児童生徒相互の図書紹介などにより、様々な分野の図書に触れる機会が充実するようにします。
- 学校司書や司書教諭、教職員が連携し、保護者や図書ボランティア等の協力を得ながら、学校全体で読書活動を推進します。
- 読書への関心を高め、読書の幅を広げることで読書習慣が形成されていくように村中央公民館図書室見学や図書委員の活動、「おはなし会」など多様な活動に取り組みます。

(4) 地域における読書活動の推進

① 村中央公民館図書室における読書活動の推進

- 計画的な図書の選定や、村民のニーズに応じた図書や資料の充実に努め、本との出会いの機会をさらに豊かなものにします。
- 「読み聞かせ会」や「おはなし会」、絵本の紹介などを通して読書活動を推進します。
 - ・ 乳幼児を対象とした「はじめての絵本ひろば」を実施します。
 - ・ 図書ボランティアによる「読み聞かせ会」を実施します。
 - ・ 季節や行事に応じた「おはなし会」を実施します。
 - ・ 小学校における「おはなし会」を実施します。
- ブックスタート事業により、絵本のプレゼントを行い乳幼児からの読書活動を支援します。
- 村中央公民館図書室の利用や図書の貸出を推進する取組を行います。
 - ・ 「子ども司書講座」を実施します。
 - ・ 「図書室訪問」を実施します。

② 児童館、地区公民館等における読書活動の推進

- 地域の要望に応じて移動図書館による図書の充実に努めます。
- おはなし会や読み聞かせなどのボランティア派遣を実施します。

(5) 支援を必要とする子ども^{*1,2}の読書活動の推進

- 支援を必要とする子どもの状況に応じて、関係機関と連携・協力しながら読書活動の支援を進めます。

基本方針Ⅱ 読書環境の整備と充実

(1) 家庭における読書環境の整備と充実

- 子どもが本に触れる機会を多くするために本棚の設置を要請するなど、読書環境の整備について、保護者に啓発していきます。

(2) 幼稚園、保育園における読書環境の整備と充実

- 村中央公民館図書室と連携して、発達段階に応じた絵本等の収集と提供を進めます。
- 乳幼児が興味・関心を持つきっかけとなり、安心して安全に図書に触れるスペースの確保に努めるとともに、保護者やボランティアと連携して図書の充実に努めます。

(3) 学校における読書環境の整備と充実

- 学校図書館司書の増員を促進するとともに、保護者やボランティアと協力して読書活動を推進できる体制の整備を進めます。
- 学校図書館を活用した学習活動や読書活動の充実に努めるために、コンピュータの活用と検索や貸出の負担軽減につながる図書システムの導入を推進します。
- 児童・生徒による活動を通して、ニーズに沿った図書の充実に努め、心の居場所となるような環境づくりを進めます。

(4) 地域における読書環境の整備と充実

① 村中央公民館図書室における読書環境の整備と充実

- 各世代が一層読書に親しむことができるよう、ニーズに応じた図書室の運営と利用環境の整備に努めます。
- 専門職員を配置し、図書の選択、収集、提供や読書相談、読書活動に関する指導等、読書推進を進めます。
- 図書ボランティアの育成と研修を進め図書室及び読書活動の充実を図ります。
- 「読書フォーラム」を開催し、読書活動の推進に取り組みます。
- 県立図書館、公共図書館等との相互協力、情報交換を密にして、読書活動の充実努めます。
- 村の読書活動の更なる向上のため、図書室の図書館化を目指します。

② 児童館、地区公民館等における読書環境の整備と充実

- いつでもどこでも読書に親しむことができる環境の整備を推進します。

(5) 支援を必要とする子どもの読書環境の整備と充実

- 支援を必要とする子どもの状況に応じた図書の収集・提供をします。
- 図書ボランティアを対象にした読書活動支援のための研修会を実施します。

基本方針Ⅲ 読書活動についての理解の促進

(1) 読書活動推進のための普及と啓発

- 「こども読書の日^{*13}」「子ども読書週間^{*14}」「文字・活字文化の日^{*15}」「読書週間^{*16}」「ふくしま教育の日^{*17}」「ふくしま教育週間^{*18}」「家庭の日」における読書活動について、広く広報・啓発活動を実施します。
- 村広報誌やポスター等で新刊図書・推薦図書等の紹介をします。
- 読書への興味・関心を高めるため、村中央公民館図書室等での「読み聞かせ会」や「おはなし会」の広報や推薦図書の展示を実施します。
- 村中央公民館図書室において「子ども司書」を養成し、その活用を図ります。
- 子ども向けの利用案内を作成し、村中央公民館図書室の訪問を推進します。
- 学校における図書委員会活動の推進をします。

(2) 読書活動に関する情報の収集と提供

- 読書活動に関する情報を収集し、提供を通して一層の推進を図ります。

(3) 優れた取組の奨励と紹介

- 特色ある優れた取組を広く紹介し奨励します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制の整備

この計画を効果的に推進していくために、学校教育、社会教育、民間団体等の関係者から構成される「西郷村読書活動推進委員会」を設置し、計画の推進状況の確認、計画の推進に関する提言、広報・啓発方法の検討、各団体間の連携・協力体制の検討等を行います。特に、本計画については、実施期間を令和3年度から令和7年度までの5年間としているため、必要に応じて計画の進捗状況等を確認するとともに、本委員会における意見等を踏まえ、計画の見直しを図ります。

2 関係機関との連携と協力

読書活動の推進体制を整備するために、県立図書館をはじめ、ボランティア団体等との連携・協力が不可欠です。このため、ネットワークづくりなど、情報交換、連携・協力体制を整えていきます。

特に、地域住民と本を結ぶための活動をしているボランティア団体は、主に各学校等を中心に「読み聞かせ会」や「おはなし会」の活動、図書整備作業等を展開しており、地域の読書を支える大きな力となっており、その役割は重要です。

今後、このような活動を支援していくために、読み聞かせや朗読に関する研修会、講習会等の企画をするとともに、ボランティア募集にも更に力を入れ人材の確保・養成を図っていきます。

なお、ボランティアについては、「ボランティア人材バンク」にも登録し、様々な場面で活用できるように配慮していきます。

<参考>

H19 (2007)	・西郷村第三次総合振興計画	・西郷村第二次生涯学習推進計画
H20 (2008)		
H21 (2009)		・西郷村読書活動推進計画
H28 (2016)		
H29 (2017)	・西郷村第四次総合振興計画	
H30 (2018)	・西郷村第三次生涯学習推進計画	
H31 (R元) (2019)		
R2 (2020)		
R3 (2021)		・第二次西郷村読書活動推進計画
R4 (2022)		
R5 (2023)		
R6 (2024)		
R7 (2025)		
R8 (2026)		

- ※ 1 「子ども」：この計画では 18 歳以下のものを指します。
- ※ 2 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（第 9 条第 2 項）
市町村は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。
- ※ 3 「村公民館図書室」：西郷村文化センター内にある図書室。昭和 33 年より設置されており、児童コーナーや学習コーナーもありあす。
- ※ 4 「ブックスタート事業」：0 歳児検診などの機会に「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動。本村では、保健福祉センターで 3～4 ヶ月児の検診時に絵本のプレゼントを平成 28 年から実施。また、6～7 ヶ月児の健康相談時に、おすすめ本の紹介と絵本の読み聞かせを平成 17 年から実施しています。
- ※ 5 「読書フォーラム事業」：村民の充実した読書活動を推進するため、読書活動の意義や楽しさを伝えることを目的として、村民参加型の事業を平成 21 年より実施。現在は、にしごうブックフェスティバル（にしごうブックフェス）と名称を変えて実施しています。
- ※ 6 「学校司書」：学校図書館において、司書にあたる業務を行う専門の職員のことです。
- ※ 7 「家庭の日」：県では、毎月第 3 日曜日を（家庭の日）とし、健全で明るい家庭環境づくり運動を推進しています。
- ※ 8 「司書教諭」：学校図書館に関する専門的職務を担当するために配置される教諭のことです。「学校図書館法」の改正（平成 15 年 7 月）により 12 学級以上の学校では、必ず配置されます。
- ※ 9 「学習マンガ」：ここでは、歴史や理科など学習のためのマンガ、人物や物語などの読み物としてのマンガをいいます。
- ※ 10 「家読」：「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、家族みんなで読書することで家族のコミュニケーションを深めます。
- ※ 11 「読書ブックリスト」：読書のために、ある基準で選択され、本を薦めたり、紹介したりするために作られた目録のことです。
- ※ 12 「支援を必要とする子ども」：障がいのある子どもや帰国子女、母国語が日本語でない子ども、病気療養中のため病院に入院している子どもなどをいいます。
- ※ 13 「子ども読書の日」：4 月 23 日 ※ 14 「子ども読書週間」：4 月 23 日～5 月 12 日
- ※ 15 「文字・活字文化の日」：10 月 27 日 ※ 16 「読書週間」：10 月 27 日～11 月 9 日
- ※ 17 「ふくしま教育の日」：11 月 1 日 ※ 18 「ふくしま教育週間」：11 月 1 日～11 月 7 日

西 郷 村 読 書 活 動 推 進 計 画

発 行 令和3年3月
発行者 西郷村教育委員会
〒961-8091
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 76-1
TEL 0248-25-2755
E-mail shougai@vill.nishigo.lg.jp

印 刷
